

秋田県秋田臨海処理センター
エネルギー供給拠点化事業

実施方針（素案）

令和5年7月

秋 田 県

目 次

1. 本事業に関する事項	1
1.1. 事業内容	1
1.2. 民間事業者が実施する業務の範囲	6
1.3. 県が実施する業務の範囲	8
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	10
2.1. 募集及び選定スケジュール（予定）	10
2.2. 応募者の参加資格要件	10
2.3. 民間事業者の審査及び選定	11
2.4. 応募に係る提出書類	13
2.5. 優先交渉権者決定後の手続き	13
2.6. 提出書類の取扱い・著作権	13
2.7. 費用負担	14
3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
3.1. 想定されるサービスの水準・仕様	15
3.2. リスク分担及びその考え方	15
3.3. 県による事業の実施状況のモニタリング	15
4. 事業契約又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
5. 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	17
6. 実施方針（案）説明会および質問	17
6.1. 実施方針（案）説明会および質問	17
6.2. 実施方針（案）説明会の受付	17
6.3. 実施方針（案）説明会参加申込書の提出先	18
6.4. 実施方針（案）説明会参加申込書の提出期限	18
6.5. 実施方針（案）に関する質問の受付	18
6.6. 実施方針（案）に関する質問書の提出先	18
6.7. 実施方針（案）に関する質問書の提出期限	18
6.8. 実施方針（案）に関する質問への回答	18
6.9. 実施方針（案）の変更	18
6.10. 事前データの提供	18
6.11. 問合せ先	19

添付資料 1	:	事業予定地位置図
添付資料 2	:	単線結線図（案）
添付資料 3	:	契約構造概要
添付資料 4	:	事業に係るリスク分担
添付資料 5	:	実施方針（素案）に関する説明会 実施方針（素案）に関する質問書
添付資料 6	:	審査委員会名簿

1. 本事業に関する事項

1.1. 事業内容

1.1.1. 事業名称

秋田県秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業（以下「本事業」という。）

1.1.2. 対象となる公共施設

秋田臨海処理センターほか

1.1.3. 公共施設等の管理者

秋田県知事 佐竹 敬久

1.1.4. 事業用地

秋田県秋田市向浜二丁目3-1（秋田臨海処理センター敷地内）ほか

（秋田臨海処理センター敷地内事業用地を添付資料1に示す。なお詳細は協議により決定する。）

1.1.5. 事業の目的

本事業は、秋田臨海処理センターを核として地域の脱炭素化および地域活性化を図るため、環境省脱炭素先行地域に選定された「流域下水道を核に資源と資産活用で実現する秋田の再エネ地域マイクログリッド」のうち、秋田臨海処理センターにおける再生可能エネルギー発電設備の導入、運営を行うことを目的とする。

1.1.6. 事業内容

向浜地域の秋田臨海処理センターの敷地内に、消化ガス発電、風力発電、太陽光発電を導入し、蓄電池、水素製造利用設備ならびにエネルギーマネジメントシステム（以下「EMS」という。）により需給制御を行いながら、秋田臨海処理センターと、同地域内の公共施設10施設（公設試験研究施設、職業訓練施設、運動施設等）との間に新たに設置する自営線により再生可能エネルギー電力を供給する。

なお、本事業は「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」に採択されたものであり、同交付金要綱に準拠して実施する。

1.1.7. 事業手法

本事業の事業手法は、DBO 方式（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）で実施し、本県は、本施設の設計・施工に係る資金を調達し、本施設を所有する（添付資料3 参照）。

本事業を実施する事業者として決定された企業又は企業グループ（以下「民間事業者」という。）は、単独又は特定建設工事共同企業体（以下「請負事業者」という。）を設立し、1.2.1項に示す本施設の設計・施工業務を行うこと。

なお、民間事業者は、特別目的会社（以下「運営事業者」又は「SPC」という。）を設立し、20年間にわたって1.2.2項に示す運営に関わる業務を行うこと。

1.1.8. 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

(1) 本施設の設計・施工期間

契約締結の日（令和6年6月予定）から令和9年3月末まで

(2) 本施設の維持管理運営期間

令和9年4月1日から令和29年3月末までの20年間

1.1.9. 関係法令等の遵守

本事業の実施に当たっては、関連の各種法令等によることとする。関連各種法令等のうち、主なものは以下のとおりである。

(1) 法令

- ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 建設業法（昭和24年法律第100号）
- ・ 技術士法（昭和58年法律第25号）
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- ・ 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）
- ・ 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）
- ・ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
- ・ 電波法（昭和25年法律第131号）
- ・ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 環境基本法（平成5年法律第91号）

- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・ 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）
- ・ クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）
- ・ 道路法（昭和27年法律第180号）
- ・ 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（昭和12年法律第100号）
- ・ 計量法（平成4年法律第51号）
- ・ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・ その他関係する法令、規則、規格、基準等

(2) 条例

- ・ 秋田県建築基準条例（昭和35年条例第27号）
- ・ 秋田県の景観を守る条例（平成5年条例第11号）
- ・ 秋田県公害防止条例（昭和46年条例第52号）
- ・ 秋田県環境基本条例（平成9年条例第60号）
- ・ 秋田市自然環境保全条例（昭和48年条例第23号）
- ・ 秋田市火災予防条例（平成15年条例第14号）
- ・ 秋田市環境基本条例（平成11年条例第15号）
- ・ その他関係する条例

(3) 規格、規程等

- ・ 日本産業規格（JIS）
- ・ 電気規格調査会標準規格（JEC）
- ・ 日本電気工業会標準規格（JEM）
- ・ 日本電線工業会標準規格（JCS）
- ・ 日本照明器具工業会規格（JIL）
- ・ 圧力容器構造規格（中央労働災害防止協会）
- ・ クレーン構造規格（中央労働災害防止協会）
- ・ 電気機械器具防爆構造規格（中央労働災害防止協会）
- ・ 発変電規程（一般社団法人日本電気協会）

- ・ 電気保安通信規程（一般社団法人日本電気協会）
- ・ 内線規程（一般社団法人日本電気協会）
- ・ 系統連系規程（一般社団法人日本電気協会）
- ・ 高圧受電設備規程（一般社団法人日本電気協会）
- ・ その他関係する規格、規程等

(4) 要綱、基準等

- ・ 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱
- ・ コンクリート標準示方書（公益社団法人土木学会）
- ・ 道路橋示方書（公益社団法人日本道路協会）
- ・ 道路土工カルバート工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ・ 道路土工擁壁工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ・ 道路土工切土工・斜面安定工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ・ 道路土工仮設構造物工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ・ 道路土工盛土工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）
- ・ 建設機械施工安全技術指針（国土交通省）
- ・ 土木工事安全施工技術指針（国土交通省）
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- ・ 電気協同研究（一般社団法人電気協同研究会）
- ・ 発電設備系統連系サービス要綱（東北電力ネットワーク株式会社）
- ・ 系統連系関係業務取扱要則（東北電力株式会社）
- ・ 電気供給実施要項（東北電力株式会社）
- ・ 託送供給等約款別冊 系統連系技術要件（東北電力ネットワーク株式会社）
- ・ 高圧系統業務指針（東北電力株式会社）
- ・ その他関係する要綱、基準等

(5) 関係仕様書等

- ・ 土木工事共通仕様書（国土交通省）
- ・ 秋田県土木工事共通仕様書（秋田県建設部技術管理課）
- ・ 秋田県土木工事施工管理基準（秋田県建設部技術管理課）
- ・ 電気設備工事特記仕様書（秋田県建設部営繕課）
- ・ 機械設備工事特記仕様書（秋田県建設部営繕課）
- ・ その他関係する仕様書等

1.1.10. 事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、次のとおりを予定している。

(ア) 実施方針（素案）の公表	令和5年7月7日
(イ) 実施方針（素案）に関する説明会参加受付期間	同年7月7日～7月14日
(ウ) 実施方針（素案）に関する質疑等の受付期間	同年7月7日～7月14日
(エ) 実施方針（素案）に関する説明会（対話方式）	同年7月25日～7月28日
(オ) 実施方針（素案）に関する質疑等に対する回答の公表	同年8月10日
(カ) 公告（募集要項の公表）	同年10月下旬
(キ) 募集説明会及び現場説明会	同年11月上旬
(ク) 募集要項に関する質疑等の受付期間	同年10月下旬～11月中旬
(ケ) 募集要項に関する質疑等に対する回答の公表	同年12月上旬
(コ) 資格審査書類の受付期間	同年10月下旬～12月中旬
(サ) 資格審査の結果の通知	同年12月下旬
(シ) 対話資料の提出期間	令和6年1月上旬～1月中旬
(ス) 対話の実施	同年1月中旬
(セ) 対話・契約書に関する質疑の提出	同年1月中旬
(ソ) 対話・契約書に関する質疑に対する回答の公表	同年1月下旬
(タ) 応募辞退届提出期限	同年2月中旬
(チ) 提案書類の提出期間	同年1月上旬～2月末
(ツ) 非価格要素及び価格要素の審査（プレゼン）	同年3月中旬
(テ) 優先交渉権者の決定	同年3月下旬
(ト) 基本協定の締結	優先交渉権者の決定後速やかに
(ナ) 特別目的会社の設立	優先交渉権者の決定後速やかに
(ニ) 契約協議	同年3月～同年6月
(ヌ) 契約締結	同年6月予定
(ネ) 設計・施工業務着手	契約締結後速やかに
(ノ) 供用開始（運營業務開始）	令和9年6月
(ハ) 契約終了	令和29年3月末日

なお、募集要項とは、本事業を実施する民間事業者の募集の開始に際して、本県が公表する公募説明書、要求水準書、優先交渉権者選定基準等の資料である。

1.2. 民間事業者が実施する業務の範囲

1.2.1. 設計・施工に係る業務

本事業の対象となる施設（以下「本施設」という。）は、以下の事業対象施設から構成される。（添付資料2 単線結線図（案） 参照。）なお、各施設の規模、仕様等は、本事業を実施する民間事業者の募集時に提出される提案書の内容により決定する。

- 1) 消化ガス発電設備
- 2) 風力発電設備
- 3) 太陽光発電設備
- 4) 蓄電池設備
- 5) 水素製造利用設備
- 6) 自営線設備（地中ケーブル）
- 7) 受変電設備
- 8) EMS及び運転監視制御装置

請負事業者は、事業対象施設の整備に必要な調査・設計、工事等の一切の業務を自らの責任で実施し、その費用は県が負担するものとする。調査には、風力発電設備に係る環境影響評価も含む。なお、本施設の設計・施工に係る各種申請等の諸費用、ユーティリティ引き込みの費用、試運転期間中の運転に関する費用については、請負事業者の負担とする。

1.2.2. 運営に係る業務

運営事業者は、本施設の運営に関する一切の業務を自らの責任で実施し、運営するものとする。また、需要施設に対して、1.2.1項に示す本施設からの電力供給量が不足し、その不足分を他の発電事業者等から調達する場合には、相対契約等により再生可能エネルギー電力の調達を行うこと。（「脱炭素先行地域づくりガイドブック（令和4年6月第2版 環境省）」参照）。

なお、本事業は、秋田県・秋田市が「環境省脱炭素先行地域」に選定され、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付を受ける事業であることを踏まえ、需要施設が供給を受ける電力料金の設定等、本事業のスキーム全体に関する基本的事項を当事者間*で合意する協定（以下、当事者間基本協定」という。）を締結する。

本県は1.2.1項に示す事業対象施設を所有し、当事者間基本協定に基づき、特別目的会社に運営に係る以下の業務を委託するものとする。

契約構造の概要については、添付資料3を参照のこと。

※当事者間：事業対象施設所有者（秋田県）・需要施設所有者（秋田県）・需要施設所有者（秋田市）・民間事業者

- (1) 準備業務
 - ・ 運営業務に関わる事業実施計画書、年度実施計画書の作成
- (2) 運転管理業務
- (3) 需要施設への電力需給業務

- ・ 運営事業者は、以下に示す需要施設への電力の供給および料金の收受業務を行うこと。その際、運営事業者は、再生可能エネルギー電力の供給を本施設の自営線の運用により行うこと。

【秋田県有施設】

- 1) 秋田県秋田臨海処理センター
- 2) 秋田県産業技術センター本館
- 3) 秋田県産業技術センター高度技術研究館
- 4) 秋田県総合食品研究センター
- 5) 秋田県秋田技術専門校
- 6) 秋田県総合職業訓練センター
- 7) 秋田県立総合プール
- 8) 秋田県立野球場
- 9) 秋田県立武道館
- 10) 秋田県立スケート場

【秋田市有施設】

- 11) 秋田市汚泥再生処理センター
- (4) 自然災害等非常時における需要施設への電力供給
 - (5) 本県への消化ガス発電排熱供給業務
- ・ 運営事業者は、秋田臨海処理センターに対し、消化ガス発電設備からの排熱を利用し、消化槽加温に必要な熱量以上の熱を供給すること。また、本県は運営事業者と締結する消化ガスの供給に関する契約に基づき、秋田臨海処理センターから供給される消化ガスの費用の負担を求める。
- (6) 維持管理・修繕業務
 - (7) その他運営に関わる業務

1.2.3. 撤去に係る業務

本県は、本施設を本事業終了後に撤去し現状復旧する方針としている。1.2.4項に示す事業期間終了時の対応を踏まえ、本施設の撤去について判断した場合、運営事業者は撤去の上、現状復旧に係る全ての業務を行うこと。なお、撤去、現状復旧に要する費用は、事業期間の間に積み立てること。

1.2.4. 事業期間終了時の引き渡しの考え方

本県は、本施設を本事業終了後に撤去する方針としているが、社会情勢の変化等により、本事業終了後も本施設による電力供給事業を継続する可能性がある。

ここでは、本施設による電力供給事業を継続する場合における、事業期間終了時の対応を示す。

- ・ 運営事業者は、事業期間終了の日の3年前以降の期間において、事業期間終了後の本施設の運営方法について本県の検討に協力する。その上で、本県は本事業終了後の本施設の撤去又は電力供給事業の継続を判断する。
- ・ また、運営事業者は、当該検討に資する資料の提供、事業期間終了後の本県又は本県が指定する第三者による業務の引継ぎを可能とするため、以下の業務等を行うこと。

- 本施設の運転、維持管理及び修繕に必要な書類等の整備及び提出（図面、維持管理・修繕履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法及び調達費用の内訳書等）
- 事業終了時における本施設の維持管理修繕計画の立案、本県との協議等、必要な協力の実施
- 本県又は本県が指定する第三者への引継業務
- ・ 事業期間終了前に本施設が性能要件を満足していることを確認するため、運営事業者は本施設の機能確認、性能確認を実施し、事業期間終了時において引き続き5年間は、大規模な設備の修繕及び更新（消耗品の交換や定期的な設備の修繕を除くオーバーホール等）を行なうことなく、本件性能要件を満たしながら運転できる状態にて引き渡すこととする。試験の実施に当たっては、運営事業者が性能試験要領書を作成し、本県が性能試験要領書に基づいて施設の機能、性能の確認試験を行う。
- ・ 運営事業者は、事業期間終了後1年の間に、本施設に関して運営事業者の維持管理等に起因する性能未達が指摘された場合には、改修等必要な対応を行うこと。
- ・ 事業期間終了時の物品等の取扱いについては、本県と協議の上、決定すること。

1.2.5. 地域経済への貢献

民間事業者は、本事業の実施に際して、本県管内に本店又は本社所在地を有する企業（以下「地元企業」という。）の活用に努めること。特に施工段階での工事及び資材調達の発注、運営段階での地元雇用等には十分に配慮すること。

1.2.6. その他、業務を実施する上での条件

民間事業者は、本事業の実施に際して、以下の事項に留意すること。

- ・ 需要施設における電力消費量のうち、本事業の再生可能エネルギーによる電力供給量の割合を75%以上とする。なお、当値は事業期間における各年度の平均値により達成するものとする。
- ・ 相対契約等により再生可能エネルギー電力を他の発電事業者等から調達して電力供給を行う場合には、電気事業法における小売電気事業に該当すると解されるため、それに必要な登録等を行う。
- ・ 需要施設へ供給する再生可能エネルギーの電力販売単価は、民間事業者からの提案内容に基づき、当事者間基本協定他参考資料3に示す各契約により定める。なお、民間事業者からの提案にあたっての単価基準は、募集要項において示す。
- ・ 相対契約等により再生可能エネルギー電力を他の発電事業者等から調達する場合、本事業開始後、その調達価格が社会情勢等により変動し、運営業務の継続に支障が生じる事態が示唆される場合、運営事業者はその状況を予め県に報告するとともに、その対応策を協議することができる。
- ・ 再生可能エネルギー電力の供給においては、東北電力ネットワーク株式会社が所有する電力系統への発電電力の逆潮流は、提案時点において不可とする。

1.3. 県が実施する業務の範囲

本県が実施する主な業務は、次のとおりとする。

1.3.1. 用地の準備

本県は、本事業を実施するため、秋田臨海処理センター及び各需要施設の構内における用地を確保する。なお、これら以外の用地（自営線に係る用地等）の確保、及び事業を行うために必要な敷地造成は民間事業者が自ら行うものとする。

1.3.2. 本施設の運営に係る業務

本県は、消化ガス貯留タンクから消化ガスの供給を行う。民間事業者は、本県から供給された消化ガスの利用の有無に関わらず、供給を受けた全量を購入すること。

1.3.3. 本事業のモニタリング

本県は、設計・施工段階及び運営段階において、本事業の実施状況のモニタリングを行う。

1.3.4. 住民対応

本県は、設計・施工段階及び運営段階において、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を、民間事業者と連携して行う。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

民間事業者の募集は、公平性、透明性の確保並びに民間事業者の創意工夫発揮の観点から、総合評価落札方式で行う。

民間事業者の選定にあたっては、応募者が募集要項に規定する事業に参加するに足る資格を有しており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から要求水準書に定める要件を満足することが見込める内容であるかを審査する。

2.1. 募集及び選定スケジュール（予定）

現時点で予定している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、1.1.10項に記載したとおりである。

2.2. 応募者の参加資格要件

応募する企業又は企業グループ（以下「応募者」という。）は、資格審査申請書類の受付締切日において参加資格要件をすべて満たすこと。また、本県は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

2.2.1. 応募者の構成

- (1) 応募者は、特別目的会社に出資する企業（以下、「構成員」という）及び特別目的会社に出資しない企業（以下、「協力会社」といい、構成員と協力会社を総称して以下、「構成企業」という）から構成すること。
- (2) 構成企業は、以下の役割を果たす企業から構成すること。ただし、1社が複数の役割を果たすことを妨げない。
 - ・ 本施設に1.2.1に示す事業対象施設のいずれかを納入する企業
 - ・ 本施設の設計を行う企業
 - ・ 本施設の施工を行う企業
 - ・ 本施設の運営に関わる業務のうち運転管理業務を行う企業
 - ・ 本施設の運営に関わる業務のうち維持管理・修繕業務を行う企業
 - ・ 本施設の運営に関わるその他の運営業務を行う企業
- (3) 応募者にあつては、代表となる企業（以下、「代表企業」という）を構成員の中から定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこと。
- (4) 応募者は、応募にあたり、構成員及び協力会社のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。代表企業、構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本県が認めた場合は、この限りでない。
- (5) 構成企業は、消化ガス発電設備、風力発電設備、太陽光発電設備のいずれかについて、上記(2)

で示した企業が行う役割とした業務と、同等業務の実績を有すること。

- (6) 構成企業のいずれかが、他の応募者の構成企業となることはできない。
- (7) 応募者は、他の応募者の構成企業の関係会社に該当する企業を構成企業とすることはできない。
なお、本実施方針（素案）において、「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する関係会社をいう。
- (8) 同一応募者が複数の提案を行うことは認めない。

2.2.2. 応募者の参加資格要件

応募者の参加資格要件については、募集要項において示す。

2.3. 民間事業者の審査及び選定

次の優先交渉権者選定基準及び審査方法に従い民間事業者を選定する。

2.3.1. 秋田県秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業総合評価審査委員会の設置

本県は、秋田県臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、民間事業者の審査を実施するにあたって審査委員会委員の意見を聴取する。審査委員会の名簿を添付資料6に示す。なお、本事業に関して、審査委員会委員に民間事業者の選定に係る働きかけを行った者は、選定対象から除外する。

2.3.2. 優先交渉権者選定基準

事業者選定の基準はおおむね次のとおりを予定している。なお、評価項目等の詳細は、募集要項において示す。

(1) 価格要素

- 1) 設計・施工費
- 2) 運営委託費（電力供給量に価格提案書に記載した電力単価を乗じた額から、消化ガス供給相当費用を減じたもの。添付資料3 契約構造概要 参照。）

(2) 非価格要素

- 1) 再生可能エネルギーの供給量
- 2) 事業計画の確実性
- 3) 設計の適切性
- 4) 施工計画の適切性
- 5) 管理運営計画の適切性
- 6) 事業計画に関するモニタリング体制
- 7) 危機管理体制
- 8) 更なる脱炭素化に関する提案
- 9) 地域貢献に関する提案

10) その他の有効な提案

2.3.3. 審査方法

提出書類の審査及び優先交渉権者の選定は、以下の手順で行う。各段階の審査に関しては、審査委員会における意見に基づいて審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、本県が実施する入札審査会等により優先交渉権者を決定する。なお、評価方法等の詳細は募集要項において示す。

(1) 資格審査

本県は、応募者から提出された資格審査申請書類等により、募集要項に示す参加資格要件に照らした資格審査を行う。

(2) 非価格要素審査及び価格要素審査

非価格要素審査では、応募者の技術提案書における提案内容について 2.3.2項に沿った審査及び評価を行う。

なお、審査及び評価にあたっては、必要に応じて応募者との対話を実施する。また、非価格要素審査の基準や審査、評価及び点数化の方法については、募集要項において示す。

価格要素審査では、価格提案書に記載の金額が予定価格以下であることを条件として、各社の提案価格を一定の算定式に基づき点数化して価格点を算出する。価格の点数化の方法については、募集要項において示す。

(3) 総合評価

総合評価では、非価格要素審査と価格要素審査に基づく総合的な評価を実施し、優先交渉権者を選定する。なお、総合評価の方法等については、募集要項において示す。

2.3.4. 審査結果の公表

本県は、入札審査会等により優先交渉権者を決定し、その結果を本県ホームページで公表する。

2.4. 応募に係る提出書類

応募者は、以下の書類を提出すること。なお、提出書類の詳細については、募集要項において示す。

2.4.1. 資格審査時の提出書類

- (1) 資格審査申請書類
- (2) 参加資格確認資料

2.4.2. 非価格要素審査及び価格要素審査時の提出書類

- (1) 技術提案書
- (2) 価格提案書

2.5. 優先交渉権者決定後の手続き

2.5.1. 基本協定の締結

本県は、優先交渉権者決定後速やかに、優先交渉権者として決定した応募者のすべての構成企業と基本協定を締結する。

2.5.2. 特別目的会社の設立

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに1.1.7項に示すSPCを県内に設立すること。

2.5.3. 契約の詳細に関する協議

本県と優先交渉権者は、契約締結のために契約書の協議を行う。

2.5.4. 各契約の締結

契約書の調整が終わり次第、基本契約、工事請負契約、運営委託契約の各契約を締結する。ただし、基本契約、運営委託契約は、工事請負契約の本契約の締結を効力発生条件とする停止条件付の契約とする。

2.6. 提出書類の取扱い・著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、本県は、必要な範囲において公表等を行うことができる。また、本県に提出された資料は、秋田県情報公開条例等の法令に基づき、公開することができる。

なお、応募者の提出書類については、返却はしない。

2.7. 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1. 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、要求水準書等に定める要件及び提案書類に示した内容等に従って、設計・施工業務及び運営業務を行うこと。

3.2. リスク分担及びその考え方

3.2.1. 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が当該リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。設計・施工業務及び運営業務等に伴うリスクは、原則として請負事業者又は運営事業者のいずれかが負担すること。ただし、民間事業者が負うことが適当でない部分については、本県がリスクを負う。

3.2.2. 想定されるリスクの分担

本県と民間事業者のリスク分担は、原則として添付資料4による。なお、契約条件は募集要項において示す。

3.3. 県による事業の実施状況のモニタリング

3.3.1. 設計・施工段階

本県は、請負事業者による設計・施工業務が要求水準書等に定める要件及び提案書類に示した内容等を満たしていることを確認するために、業務のモニタリングを行う。

請負事業者は、設計・施工業務に係る完成図書一式及び本県が提出を要求した各種図書を提出し、本県による確認を受けること。また、設計・施工業務の進捗状況について、本県に定期的に報告し、確認を受けること。なお、本県は、必要に応じて、請負事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

また、業務のモニタリングにより、設計・施工業務の各業務の実施状況等が工事請負契約書や要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、本県は、請負事業者に改善を命じ、請負事業者は、自らの負担により必要な措置を講じること。

3.3.2. 運営段階

本県は、運営事業者等による運営業務が要求水準書等に定める要件及び提案書類に示した内容等を満たしていることを確認するために、運営業務のモニタリングを行う。モニタリングは、提案書類および運営委託契約で定められた頻度、方法に従って行う。

本県は、モニタリングにより確認された運営業務の状況について、公開することができる。また、本施設の運営業務のモニタリングにより、運営業務の実施状況等が運営委託契約書、電力需給契約書及び要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、本県は、運営事業者に改善を命令し、運営事業者は、自らの負担において必要な措置を講じること。

なお、上記の命令を受けたにも関わらず改善が見込まれないと認められるものについては、運営委託費契約金額の減額や損害賠償等を行う場合がある。

3.3.3. 事業期間の終了段階

本県は、事業期間終了時において、運営事業者から提出された事業実施計画に定める維持管理修繕計画の実施状況を確認し、本施設の現状確認を行い、本施設が要求水準書等に定める要件及び提案書類に示した内容等に則った状態となっていることの確認を行う。

運営事業者は、運営期間終了時に要求水準書に定める要件を満足していることについて、本県から確認を受けたうえで、本県へ引継業務を行うこと。

4. 事業契約又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、本県と民間事業者は、誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、契約に規定する具体的措置に従う。また、契約に関する紛争については、秋田地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

5. 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

運営事業者は、本施設が供用開始された後、運営委託契約に規定される条件に基づいて、20年間の運営期間にわたり適切に施設の運営を継続する必要がある。このため、運営委託契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻、その懸念が生じた場合等）の責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い対応すること。

運営事業者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、本県は、運営事業者に一定の回復期間を与えて、運営事業者の事業遂行能力の回復を待つ。

ただし、発電施設の安定的な運転に重大な影響等が懸念される場合、又は、運営事業者の事業遂行能力の回復が不能であると判断される場合には、本県は、運営事業者との運営委託契約を解除し、施設の運営にあたる新たな企業又は企業グループを選定する。

6. 実施方針（素案）説明会および質問

6.1. 実施方針（素案）説明会および質問

本事業への参画の検討をする者は、実施方針（素案）説明会への参加及び内容について質問等を行うことができる。県はこれを参考とし、募集要項を作成する。

なお、説明会は県と本実施方針（素案）説明会への参加者との対話方式により実施することを予定している。

6.2. 実施方針（素案）説明会の受付

本実施方針（素案）説明会への参加を予定する者は、6.11節に示す問合せ先に添付資料5の「秋田県秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業実施方針（素案）説明会参加申込書」をダウンロードのうえ、電子メールで、期間内に提出すること。

6.3. 実施方針（素案）説明会参加申込書の提出先

下記の6.11節に示す問合せ先

6.4. 実施方針（素案）説明会参加申込書の提出期限

令和5年7月14日（金）16:00まで

6.5. 実施方針（素案）に関する質問の受付

本実施方針（素案）説明会に参加する者のうち、当実施方針（素案）に関する質問がある場合は、6.11節に示す問合せ先に添付資料5の「秋田県秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業実施方針（素案）に関する質問書」をダウンロードのうえ、簡潔に記載し、電子メールで、期間内に提出すること。なお、電子メール以外での問い合わせには応じないので留意のこと。

6.6. 実施方針（素案）に関する質問書の提出先

下記の6.11節に示す問合せ先

6.7. 実施方針（素案）に関する質問書の提出期限

令和5年7月14日（金）16:00まで

6.8. 実施方針（素案）に関する質問への回答

質問書に対する回答は、期限までに本県のホームページにおいて公表する。

令和5年8月10日（木）まで

6.9. 実施方針（素案）の変更

本県は、実施方針（素案）の公表後、質問を踏まえ、公告までに実施方針（素案）の内容を見直し、変更することがある。

6.10. 事前データの提供

本県は、実施方針（素案）の公表後、以下に示すデータを提供する予定である。なお、データは、

実施方針（素案）説明会に参加した者の中で提供を希望する者に対し、守秘義務等の条件を付したうえで、対話実施時に電子データ（PDF、EXCEL、等）を提供する。

- ・ 令和 4 年度 秋田臨海処理センター再生可能エネルギー導入基本設計等業務委託（04-YA14-YB）報告書（用地測量、環境影響調査結果含む）
- ・ 秋田臨海処理センター消化ガス性状に関するデータ
- ・ 秋田臨海処理センター消化ガス将来供給量の推定データ
- ・ 秋田臨海処理センター消化槽加温用熱量実績に関するデータ
- ・ 秋田臨海処理センターにおける風況観測データ（R4.9.6～直近日）
- ・ 電力供給施設の実績電力需要量データ
- ・ 秋田臨海処理センター風力発電設置予定位置周辺における地質調査報告書

なお、以下の資料は県ホームページより随時ダウンロードできる。

- ・ 流域下水道を核に資源と資産活用で実現する秋田の再エネ地域マイクログリッド[令和4年4月26日 選定]
- ・ あきたの下水道（本編・2022 資料編）

6.11. 問合せ先

本実施方針（素案）に関する問い合わせ先は、下記のとおりとする。

秋田県建設部下水道マネジメント推進課

住所：秋田市山王四丁目1-1

電話番号：018-860-2464

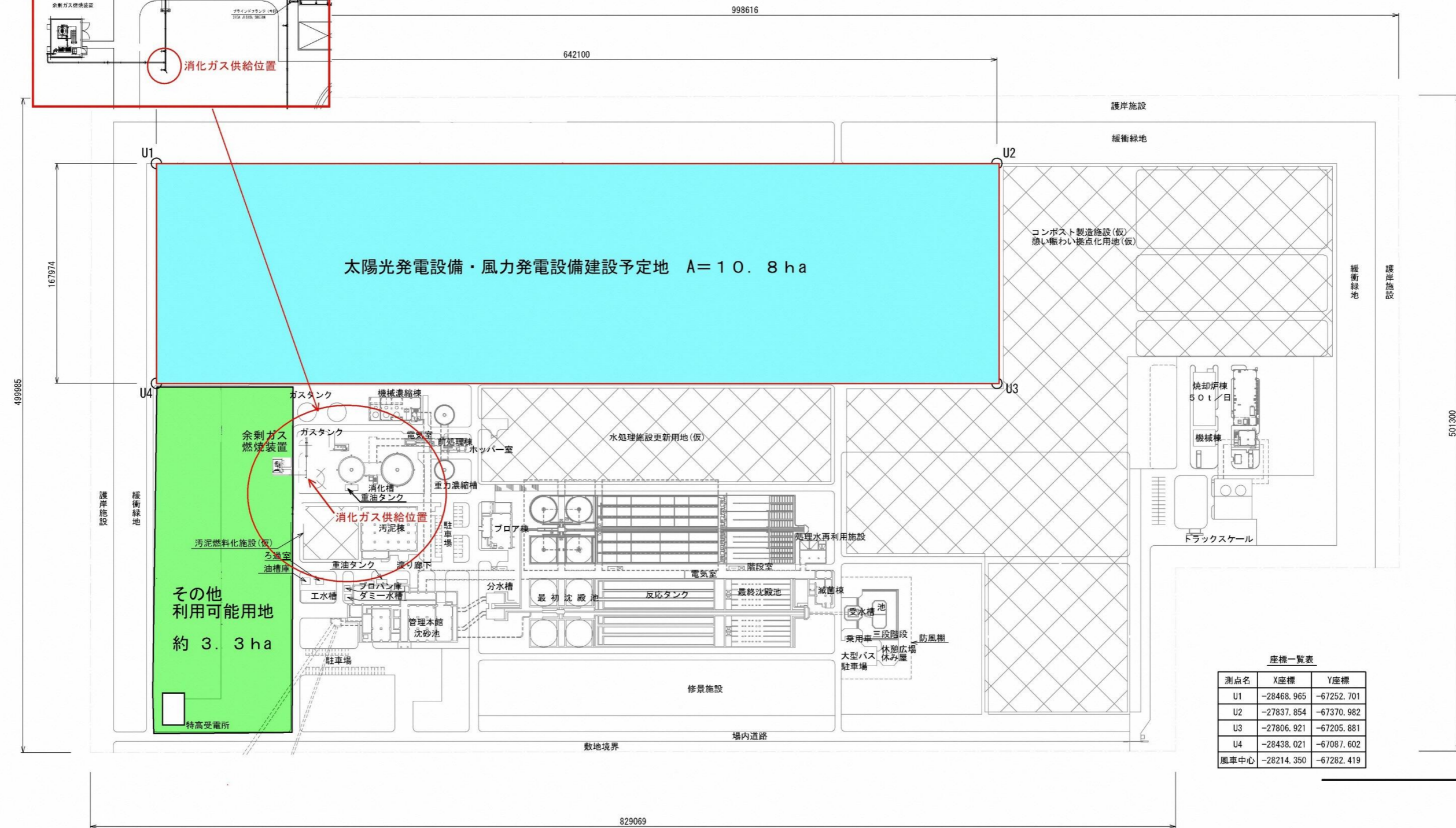
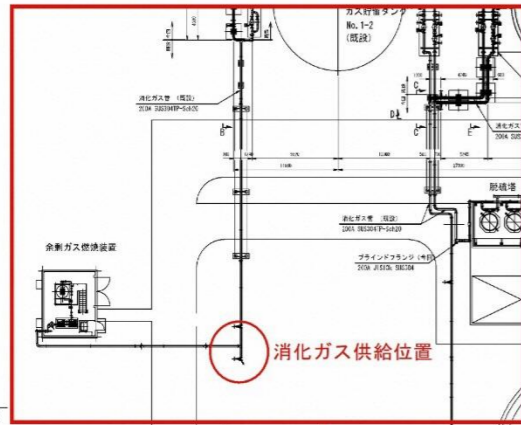
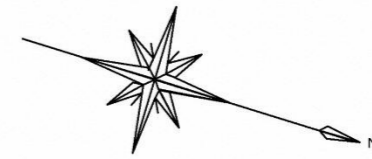
E-mail：gesuido@pref.akita.lg.jp

担当者：黒崎、小野

添付資料 1 事業予定地位置図

この頁は空白です

事業予定位置図 S=1 : 1500



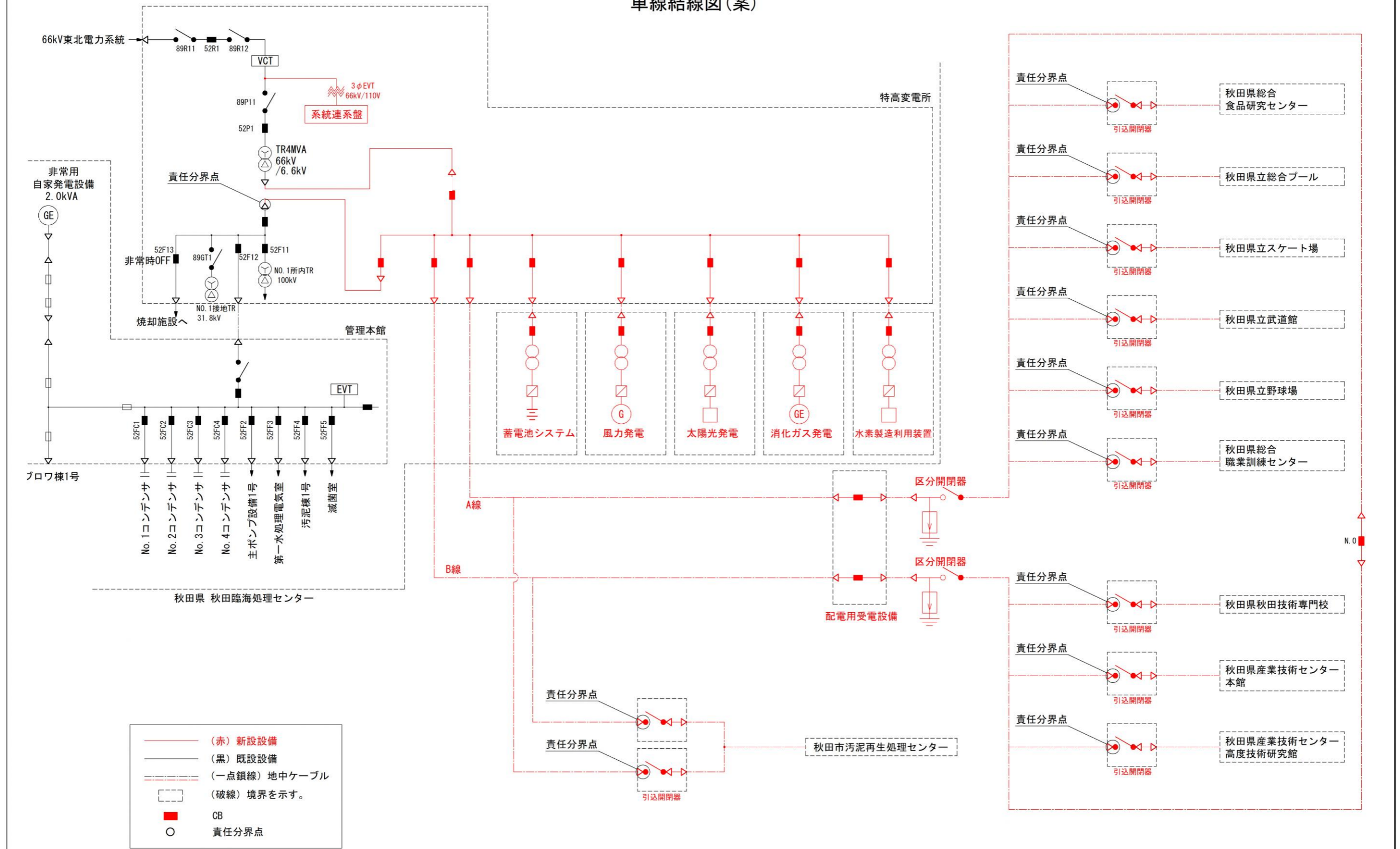
座標一覧表

測点名	X座標	Y座標
U1	-28468.965	-67252.701
U2	-27837.854	-67370.982
U3	-27806.921	-67205.881
U4	-28438.021	-67087.602
風車中心	-28214.350	-67282.419

添付資料 2 単線結線図（案）

この頁は空白です

秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業 単線結線図(案)



添付資料 3 契約構造概要

この頁は空白です

この頁は空白です

添付資料 4 事業に係るリスク分担

この頁は空白です

共通リスク

リスクの種類		摘要	負担者	
			県	民間事業者
政策関連リスク	法令変更リスク	本事業に直接影響を及ぼす法令の変更によるもの	○	
		上記以外の広く一般に適用される法令変更によるもの		○
	許認可リスク	事業者の責めに帰すべき事由による許認可の遅延		○
		上記以外の許認可の遅延	○	
	政治リスク	政治上の理由ないし政策変更による、事業内容の変更または中止	○	
社会リスク	税制リスク	法人税の変更に関するもの		○
		消費税の変更に関するもの	○	
		その他新税に関するもの（法人の利益にかかる税を除く）	○	○
	施策リスク	県のエネルギー政策等の方針変更によるもの	○	
	住民対応リスク	住民対応に伴う計画遅延、仕様アップ、管理強化による操業停止・コスト増大のリスク	○	
		民間事業者が実施する業務に起因する住民問題に関わるリスク		○
	環境リスク	建設・維持管理に係る騒音・振動・光・臭気・排気等の環境保全に関するもの		○
		第三者賠償リスク	県の事由によるもの	○
事業者の事由によるもの				○
		不可抗力により第三者に与えた損害	○	△
経済リスク	物価リスク	インフレ・デフレ（物価変動）に関するもの（一定の範囲内）		○
		インフレ・デフレ（物価変動）に関するもの（一定の範囲を超えた部分）	○	△
債務不履行リスク	契約解除リスク	事業者の債務不履行によるもの		○
		県の債務不履行によるもの	○	
	不可抗力リスク	天災等による設計変更・中止・延期	○	△

注) ○：リスクが顕在化した場合に原則として負担を負う者、△：リスクが顕在化した場合の負担が、主負担者に比べて少ない又は限定的に負担を負う者。

事業者募集段階のリスク

リスクの種類	摘要	負担者	
		県	民間事業者
募集要項リスク	募集内容等及び付属書類の誤りに関するもの	○	
	応募費用の負担に関するもの		○
契約不成立リスク	県の責めに帰すべき事由による内容の変更	○	
	県の責めに帰すべき事由により、選定事業者と契約を結べない、または契約手続きに時間がかかる等	○	
	事業者の責めに帰すべき事由により、選定事業者と契約を結べない、または契約手続きに時間がかかる等		○

注) 同上

施設計画・設計段階におけるリスク

リスクの種類	摘要	負担者	
		県	民間事業者
提供資料リスク	県が提供した資料の誤りに関するもの	○	
事前調査リスク	事業者による独自調査及び調査の必要性の判断に関するもの		○
計画変更リスク	県の事由によるもの（予算案の不承認、政策変更等）	○	
	事業者の事由によるもの		○
設計リスク	県の提示条件、指示の不備・変更による設計変更・遅延	○	
	事業者から請負業者への指示、判断の不備による設計変更・遅延		○

注) 同上

施設建設段階におけるリスク

リスクの種類	概要	負担者	
		県	民間事業者
工事遅延リスク	県の指示等の県の事由により工事が契約より遅延し、完工しないリスク	○	
	事業者の事由により工事が契約より遅延し、完工しないリスク		○
事前調査リスク	県の要求による設計変更で遅延する、または完工しないリスク	○	
施工管理リスク ※監理→管理では??	施工管理に関するリスク		○
コスト超過リスク	県の提示条件に関する瑕疵及び指示による工事工程、工事方法の変更による工事費の増大・予算超過	○	
	民間事業者の事由による工事費の増大・予算超過		○
	事業用地の配管等既設埋設物による費用増加		○
性能リスク	要求水準不適合		○
施設・設備損傷リスク	使用前に工事目的物、関連工事に関して生じた損害（他事業者による設備損傷除く）		○
地質・地盤リスク	当初調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果、工法、工期などに変更が生じた場合	○	

注) 同上

維持管理・運営段階におけるリスク

リスクの種類	摘要	負担者	
		県	民間事業者
計画変更リスク	県の事由によるもの	○	
	事業者の事由によるもの		○
	天災その他不可抗力によるもの	○	△
施設・設備損傷リスク	事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
	下水道施設の事故・火災等に伴う施設・設備の損傷	○	
	上記以外の事故・火災に伴う施設・設備の損傷		○
	天災その他不可抗力による施設・設備の損傷	△	○
供給ガス量変動リスク	県の事由によるもの（機能増強遅延等）	○	
	事業者の事由によるもの		○
受給熱量変動リスク	県の事由によるもの	○	
	事業者の事由によるもの		○
利用者からの損害賠償リスク	事業者の瑕疵によらない損害賠償	○	
	事業者の瑕疵による損害賠償		○
電力需要変動リスク	需要施設の増減による運營業務費用に対するリスク	○	△

※汚泥性状の大きな変化や固形物量の大幅な減少が生じた場合、ガス売却額は協議により見直すことができる。

注) 同上

施設撤去段階のリスク

リスクの種類	摘要	負担者	
		県	民間事業者
工事遅延リスク	工事が契約より遅延し、完工しないリスク		○
	県の要求による設計変更により遅延する、または完工しないリスク	○	
施工管理リスク	施工管理に関するリスク		○
コスト超過リスク	県の指示による工事費の増大・予算超過	○	
	上記以外の工事費の増大・予算超過		○

注) 同上

下水道事業との接点で生じるリスク

リスクの種類	摘要	負担者	
		県	民間事業者
供給ガス量変動リスク	県の事由によるもの	○	
	事業者の事由によるもの		○
受給熱量変動リスク	県の事由によるもの	○	
	事業者の事由によるもの		○
消化ガス販売料金収受リスク	県の事由によるもの	○	
	事業者の事由によるもの		○

注) 同上

この頁は空白です

添付資料 5

実施方針（素案）に関する説明会

実施方針（素案）に関する質問書

この頁は空白です

実施方針（素案）に関する説明会の参加申し込みは、別添ファイルの「実施方針（素案）に関する説明会【参加申込書】」に必要事項を記入の上、6章に示す要領に従って提出すること。

(参考)「実施方針（素案）に関する説明会【参加申込書】」

**秋田県秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業
実施方針（素案）に関する説明会
【参加申込書】**

1	法人名		株式会社 ○○○
	法人所在地		秋田県○○○市○○町○番○号
	連絡担当者	所属	○○部 ○○課
		氏名	秋田太郎
		電話	000-000-0000（直通） 000-0000-0000（会社携帯）
		メールアドレス	○○○@○○○.co.jp
2	出席者 所属・氏名		

※ 後日、連絡担当者様宛てに説明会案内をメールにて送付します。

実施方針（素案）に関する質疑等は、別添ファイルの「実施方針（素案）に関する質問書」に記入の上、6章に示す要領に従って提出すること。

（参考）「実施方針（素案）に関する質問書」

**秋田県秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業
実施方針（素案）に関する質問書**

提出者

商号又は名称		
所在地		
所属・役職		
質問者氏名		
連絡先	電話	
	FAX	
	電子メール	

■実施方針（素案）

No.	質問事項	頁	実施方針（素案）の対応頁及び対応部分						質問内容
			章	節	項				
例	設計施工に係る業務について	6	1	2	1				〇〇〇・・・。
1									
2									
3									
4									
5									

※必要に応じて行を追加すること。

添付資料 6
審査委員会名簿

この頁は空白です

秋田県秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業総合評価審査委員会
委員名簿

(敬称略、50音順)

	所属	氏名	備考
1	東北大学未来科学技術共同研究センター 特任教授	加藤 裕之	委員長
2	秋田大学 大学院理工学研究科 数理・電気電子情報学専攻 教授	熊谷 誠治	
3	秋田県信用保証協会 経営支援部 部長	佐藤 久美子	
4	秋田県立大学 生物資源科学部アグリビジネス学科 准教授	永吉 武志	
5	長岡技術科学大学工学研究科 技術科学イノベーション専攻 准教授	姫野 修司	委員長代理